

○国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則

〔平成16年5月27日〕  
法人細則第15号

改正 平成18年法人細則第30号  
平成20年法人細則第15号  
平成21年法人細則第4号  
平成21年法人細則第19号  
平成22年法人細則第5号  
平成23年法人細則第14号  
平成26年法人細則第1号  
平成28年法人細則第10号

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 一般競争契約（第2条－第21条）
- 第3章 指名競争契約（第22条）
- 第4章 随意契約（第23条－第24条）
- 第5章 契約の締結（第25条－第31条）
- 第6章 契約の履行（第32条－第36条）
- 第7章 雑則（第37条－第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（平成16年法人規程第25号。以下「財務規程」という。）第49条、第50条第2項、第52条第1項第4号、第52条第2項、第58条第2項、第59条第2項、第60条第2項、第65条第2項、第70条及び第71条の規定に基づき、並びに財務規程を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般競争契約

（一般競争に参加させることができない者の特例）

第2条 財務規程第46条に規定する特別な理由がある場合とは、特殊な技能をもって営業ができる場合等とする。

(資格及び審査の方法等に関する取扱い)

第3条 財務規程第48条第3号の一般競争参加者の資格は、次の表1及び表2のとおり区分する。

表1

区 分	建設工事等の予定価格	等 級
一式工事業業者	6億円以上	A
	6億円未満	A、B
	2億円未満	A、B、C
	7千万円未満	A、B、C、D
一式工事業業者以外の工事業業者	1億円以上	A
	1億円未満	A、B
	3千5百万円未満	A、B、C

表2

区 分	予定価格	等 級
物品製造業者 (船舶の新造を除く。)	3千万円以上	A
	3千万円未満	B
	2千万円未満	C
	4百万円未満	D
物品販売業者	3千万円以上	A
	3千万円未満	B
	1千5百万円未満	C
	3百万円未満	D
役務提供等業者 (船舶の整備を除く。)	3千万円以上	A
	3千万円未満	B
	1千5百万円未満	C
	3百万円未満	D
物品買受業者	1千万円以上	A
	1千万円未満	B
	2百万円未満	C
船舶の新造業者	6億円以上	A
	3億円以上6億円未満	B
	1億円以上3億円未満	C
	1億円未満	D
船舶の整備業者	1千5百万円以上	A
	1千万円以上1千5百万円未満	B
	4百万円以上1千万円未満	C

	4 百万円未満	D
--	---------	---

2 財務規程第 4 8 条第 3 号に規定する文部科学省が定める審査に関する取扱いに準じた審査については、学長が告示する。

(一般競争参加者の資格制限)

第 4 条 財務規程第 4 9 条に規定する必要な資格は、次の各号に定める制限とする。

- (1) 契約の種類により、その適正な履行を図るため、資材の搬入、完成期限、物件の納入期限等を考慮する必要がある場合においては、工事等の施行場所、物件の納入場所等を考慮して、契約上有利と認められる場合の一般競争参加資格者への制限
- (2) 特殊な工事、製造等の契約について、その工事、製造等と同一の工事、製造等を他に施行した実績がある者に行わせる必要がある場合においては、当該実績を有する一般競争参加者への制限
- (3) 工事、製造等の請負契約の性質上、特殊な技術、機械等を必要とする場合においては、当該技術、機械等を有する一般競争参加資格者に制限
- (4) 建設工事（土木建築に関する工事をいう。以下同じ。）に係る契約については、財務規程第 4 8 条第 2 号及び第 3 号の規定により定めた資格の等級について、予定価格の金額の限度に従って次の表のとおり区分（一式工事業業者とは建設業法第 2 条第 1 項別表に規定する土木一式工事及び建築一式工事を請け負う者をいい、一式工事業業者以外の工事業業者とは建設業法第 2 条第 1 項別表に規定する土木一式工事及び建築一式工事以外の工事を請け負う者をいう。以下同じ。）した一般競争参加資格者への制限

区 分		等級	予定価格の金額
建 設	一式工事業業者	A	6 億円以上
		B	2 億円以上 6 億円未満
		C	7 千万円以上 2 億円未満
		D	7 千万円未満
工 事	一式工事業業者以外の工事業業者	A	1 億円以上
		B	3 千 5 百万円以上 1 億円未満
		C	3 千 5 百万円未満

- (5) 前各号に定めるもののほか、契約担当役は、不誠実その他信用度の低下の有無を考慮した一般競争参加資格者への制限
  - (6) 契約担当役は、一般競争参加資格を有する者の競争参加が僅少である等と認められるときは、当該資格の 1 級上位若しくは 2 級上位又は 1 級下位若しくは 2 級下位（建設工事に係る契約を除く。）の資格の等級に格付けされた業者の追加
- 2 前項に定めるもののほか、必要があると認める場合には、特別な資格を学長が告示する。

(入札の公告)

第5条 財務規程第50条第2項に規定する入札の公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 競争執行の場所及び日時
- (4) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 契約書の作成に関する事項
- (8) その他必要な事項

(入札保証金の納付等の明示)

第6条 契約担当役は、一般競争入札のための公告をするときは、入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）の全部を納めさせない場合を除き、当該公告において、当該入札について入札保証金を納付すべきものであること及び当該入札保証金は契約の相手方（財務規則第69条の規定により契約の相手方とする者をいう。以下同じ。）が契約書の取りかわしをしないときは、法人に帰属するものであることを明らかにしておかなければならない。

2 前項の規定は、指名競争入札のための公示及び指名通知をする場合に準用する。この場合において、同項中「公告」とあるのは「公示及び指名通知」と、「当該公告」とあるのは「当該公示及び当該指名通知書」と読み替えるものとする。

(入札保証保険証券の提出)

第7条 契約担当役は、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことにより、財務規程第51条第1号（財務規程第66条において準用する場合を含む。）の規定により、入札保証金を納めさせないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金に代わる確実と認められる担保)

第8条 財務規程第52条第1項第4号に規定する確実と認められる担保とは、次に掲げるものとする。

- (1) 財務規程第52条第1項第1号の規定に該当する債券のうち政府の保証のある債券を除くほか、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券（以下「公社債」という。）
- (2) 契約担当役が確実と認める社債
- (3) 契約担当役が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出

し又は支払保証をした小切手

- (4) 銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書きをした手形
- (5) 銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- (6) 銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の保証

(入札保証金に代わる担保の価値)

第9条 財務規程第52条第2項に規定する入札保証金に代わる担保の価値は、次の表に掲げるとおりとする。

担保の種類	担保の価値
国債	債権金額
地方債	債権金額
政府の保証のある債権	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債権	同上
銀行が振り出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
公社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
契約担当役が確実と認める社債	同上
契約担当役が確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書きをした手形	手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の保証	その保証する金額

(入札保証金の納付手続き)

第10条 契約担当役は、競争加入者に入札保証金（入札保証金として納付させる担保が次項から第4項までに規定するものである場合を除く。）を納付させるときは、入札保証金納付書に入札保証金を添えて、提出させなければならない。

2 契約担当役は、入札保証金として納付させる担保が国債に関する法律（明治39年法律第34号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録された地方債であるときは、競争加入者に当該登録された国債又は地方債について質権設定の登録手続きをさせ、かつ、登録済通知書又は登録済書を、入札保証金納付書に添付して提出させなければならない。

3 契約担当役は、入札保証金として納付させる担保が第8条第5号に掲げる銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関に対する定期預金債権である場合は、競争加入者に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を入札保証金納付書に添付して提出させなければならない。

4 契約担当役は、入札保証金として納付させる担保が第8条第6号に掲げる銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の保証書であるときは、競争加入者に当該保証書を入札保証金納付書に添付して提出させ、遅滞なく、当該保証をした確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

5 契約担当役は、前各項の規定による入札保証金及び入札保証金納付書等の提出があったときは、調査のうえ、競争加入者にこれを封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として納付させる担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させなければならない。

（小切手の現金化等）

第11条 契約担当役は、競争加入者が入札保証金の納付に代えて小切手を担保として提供した場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、出納命令役に連絡し、その取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて提供された手形が満期になった場合について準用する。

（入札保証金等の還付）

第12条 契約担当役は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）について入札保証金を納付させている場合において、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時にこれを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては当該競争入札に係る契約書を取りかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付しなければならない。

(競争執行の日時及び場所)

第13条 契約担当役は、競争を執行する場合において、品質、性能等の同等性を立証させるため、技術審査を行うためその他必要と認めるときは、入札書の受領最終日時以降において合理的と認める日時を開札日時とすることができる。

- 2 契約担当役は、競争を執行する場合は、公告又は公示及び指名通知書に示した日時及び場所において開札をしなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、財務規則第68条第2項に規定する競り下げ方式での入札を行う場合は、この限りでない。

(入札の執行)

第14条 契約担当役は、競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出させなければならない。

- (1) 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名
  - (2) 入札金額
  - (3) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
  - (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- 2 契約担当役は、あらかじめ、競争加入者に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争加入者が印を押しておかなければならないことを知らせておかなければならない。
  - 3 契約担当役は、代理人が入札をするときは、あらかじめ、競争加入者から代理委任状を提出させなければならない。
  - 4 契約担当役は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。
  - 5 前4項の規定にかかわらず、財務規則第68条第2項に規定する競り下げ方式での入札を行う場合は、この限りでない。
  - 6 前各項に定めるもののほか、電子情報による入札（以下「電子入札」という。）の方法に関しては、学長が告示する。

(無効の入札書)

第15条 契約担当役は、入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効のものとして処理しなければならない。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 前条第1項第1号及び第2号の事項の記載のない入札書

- (4) 前条第1項第3号の事項(住所を除き、押印を含む。)の記載のない又は判然としない入札書
  - (5) 前条第1項第4号の事項(競争加入者本人の住所を除き、押印を含む。)の記載のない又は判然としない入札書(記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
  - (6) 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書
  - (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
  - (8) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
  - (9) 納入した入札保証金の額が入札金額の百分の五に達しない場合の当該入札書
  - (10) 公告又は公示及び指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
  - (11) その他入札に関する条件に違反した入札書
  - (12) 電子入札に関しては、学長が告示する入札書
- 2 契約担当役は、あらかじめ、競争加入者に、前項各号に該当する入札書があったときは、無効のものとしてこれを処理することを知らせておかなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、財務規則第68条第2項に規定する競り下げ方式での入札を行う場合は、この限りでない。

(入札場の自由入退場の禁止)

- 第16条 契約担当役は、競争加入者(その代理人を含む。以下同じ。)及び入札執行事務に関係のある職員の外、入札場に入場させてはならない。
- 2 契約担当役は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、競争加入者でいったん入場した者の退場を許してはならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、財務規則第68条第2項に規定する競り下げ方式での入札を行う場合は、この限りでない。

(競争入札の延期又は廃止)

- 第17条 契約担当役は、競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあるものと認めたときは、当該競争入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合の基準)

第18条 財務規程第58条第2項に規定する基準は、次に掲げる場合とする。

- (1) 工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の10分の7から10分の9までの範囲で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ契約担当役が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であった場合



- (2) 製造請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労賃を下廻る入札価格であった場合
- (3) その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費を下廻る入札価格であった場合
- (4) 前各号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに、工事の請負契約の場合においては10分の7から10分の9までの範囲内で、製造その他の請負契約の場合においては2分の1から10分の8までの範囲内で契約担当役が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合

第19条 前条の基準に該当する場合で調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 入札に付した工事又は製造その他の請負に充てる資材について、入札者の取得したときの価格が当該工事又は製造その他の請負の入札時の価格より低廉な場合
- (2) 入札に付した工事又は製造その他の請負に充てる資材について、入札者が他の工事又は製造その他の請負に必要な資材と併せて購入することによりその価格が低廉となる場合
- (3) 入札に付した製造と同種の製造について、他から発注があつて、これらの製造を同時に施行することができる場合
- (4) 契約の履行にあたり、入札者が有している技術及び資料等を利用することによりその価格が低廉となる場合
- (5) 入札に付した工事の施行場所又はその近くにおいて同種の工事を施行中又は施行済であつて、当該工事に係る器材を転用することができる場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約担当役が認める特別の理由がある場合

(契約審査委員の指定)

第20条 財務規程第59条第1項で規定する契約審査委員は、次の者を指定する。

- (1) 調整官
- (2) 財務部長
- (3) 施設部長
- (4) 契約の専門性を判断する必要がある場合等において、特に必要と認める者

2 学長は、法人以外の者を契約審査委員に指定するときは、あらかじめ、本人及び所属の長の同意を得て指定することができる。

(収入支出の複合契約)

第21条 財務規程第60条第2項の法人細則で定めるものとは、収入及び支出が複合する契約で当該契約を同一者が実施しなければならない契約とする。

### 第3章 指名競争契約

(指名の方法)

第22条 財務規程第65条に規定する指名競争に付そうとする場合の指名基準は、次によるものとする。

- (1) 契約の種類により、その適正な履行を図るため、資材の搬入、完成期限、物件の納入期限等を考慮する必要がある場合においては、工事等の施工場所、物件の納入場所等を考慮して、契約上有利と認められる者を指名することができる。
- (2) 特殊な工事、製造等の契約について、その工事、製造等と同一の工事、製造等を他に施工した実績がある者に行わせる必要がある場合においては、当該実績を有する者を指名することができる。
- (3) 工事、製造等の請負契約の性質上、特殊な技術、機械等を必要とする場合においては、当該技術、機械等を有する者を指名することができる。
- (4) 建設工事（土木建築に関する工事をいう。以下同じ。）に係る契約について、予定価格の金額により指名競争参加者を制限する必要がある場合においては、第4条第1項第4号に定める表の区分により参加資格を有する者を指名することができる。ただし、この場合において、当該資格を有する者の競争参加が僅少である等と認められるときは、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位の資格の等級に格付けされた業者を加えることができるものとする。
- (5) 製造、販売、買受け又は役務の提供等に係る契約について、当該資格を有する者の競争参加が僅少である等と認められるときは、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の資格の等級に格付けされた業者を加えることができる。
- (6) 前各号に定めるもののほか、不誠実な行為その他信用度の低下の有無を考慮して指名することができる。
- (7) 契約担当役が、指名競争参加者を指名するにあたり、指名に関する意見を求めた場合において、その意見を表示すべき者を次の表のとおり定める。ただし、当該契約における業者選定者は除くものとする。

契約の種類	意見を表示すべき者の職名	事務の範囲
建設工事	財務部長、施設部長、財務企画課長及び施設企画課長	指名参加者を指名するにあたり、指名に関する意見を求めた場合に、その意見を表示すること。
製造、販売、買受け又は役務の提供等	財務部長、財務企画課長、契約課長及び企画運営課長	

2 契約担当役は、第5条第1号から第3号及び第5号から第8号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

## 第4章 随意契約

(予定価格の作成の省略)

第23条 財務規程第70条ただし書に規定する予定価格を省略できる場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められる場合
- (2) 予定価格が500万円未満の随意契約で、契約担当役が予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略しても支障がないと認められる場合

(見積書の徴取の省略)

第24条 財務規程第71条ただし書に規定する見積書の徴取を省略することができる場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 前条第1号に該当する場合
- (2) 予定価格が300万円以下の随意契約で、契約担当役が見積書の徴取を省略しても支障がないと認められる場合

## 第5章 契約の締結

(契約書の作成の有無)

第25条 契約担当役は、一般競争若しくは指名競争に付そうとする場合における公告若しくは通知又は随意契約の相手方の決定に当たっては、当該契約の締結につき、契約書の作成を要するものであるかどうかを明らかにしなければならない。

(契約書の作成及び契約保証金の納付時期)

第26条 契約担当役は、競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情がある場合は合理的と認める期間）に、契約の相手方と契約書の取りかわし（財務規程第73条第1項第1号の規定により契約書の作成を省略する場合にあっては、同条第2項の規定に定める契約書に準じた書類（請書等）の徴取）をし、及び財務規則第72条第1項ただし書の規定により契約保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）の全部を納めさせない場合を除き、契約の相手方に契約保証金を納付させなければならない。

- 2 契約担当役は、随意契約をする場合において、当該契約について契約書を作成するとき、又は契約保証金を納付させるときは、直ちに、契約の相手方と契約書の取りかわしをし、又は契約の相手方に契約保証金を納付させなければならない。

(契約保証金に代わる担保及び価値)

第27条 財務規程第52条並びに第8条及び第9条の規定は契約保証金に代わる担保及び価値について準用する。

(契約保証金の納付手続き)

第28条 契約担当役は、契約の相手方に契約保証金を納付させるときは、次の各号により、当該各号に定める手続きをさせ、契約保証金納付書に添えて提出させなければならない。

- (1) 契約保証金として納付させるものが現金であるときは、契約の相手方に、当該現金を法人が指定する金融機関の口座に振り込ませ、振込金受取書を契約保証金納付書に添付して提出させること
- (2) 契約保証金として納付させる担保が、財務規程第52条第1号(国債に関する法律の規定により登録された国債及び社債等登録法の規定により登録された地方債を除く。)及び第2号並びに第8条第1号及び第2号に掲げる有価証券であるときは、契約の相手方に契約保証金納付書に当該有価証券を添付して提出させること
- (3) 契約保証金として納付させる担保が、登録された国債又は地方債であるときは契約の相手方に当該登録された国債又は地方債について質権設定の登録手続きをさせ、かつ、登録済通知書又は登録済書を提出させること
- (4) 契約保証金として納付させる担保が、財務規程第52条第3号、第8条第3号及び第4号に掲げる有価証券であるときは、契約保証金納付書に当該有価証券を添付して提出させること
- (5) 契約保証金として納付させる担保が、第8条第5号に掲げる定期預金債権であるときは、質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実に認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させること
- (6) 契約保証金として納付させる担保が、第8条第6号に掲げる銀行又は契約担当役が確実に認める金融機関の保証であるときは、当該保証を証する書面を提出させ、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実に認める金融機関との間に保証契約を締結すること

2 前項第4号の場合において、契約担当役は、契約上の義務履行前に契約保証金として納付された小切手とその提示期間を経過することとなり又は契約保証金として納付された手形がその満期になることとなるときは、出納命令役に連絡し、当該出納命令役をしてその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該小切手若しくは手形に代わる契約保証金を納付させなければならない。

(履行保証保険契約)

第29条 契約担当役は、契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を提出させるものとする。

(公共工事履行保証証券)

第30条 契約担当役は、契約の相手方が契約保証金として納付させる担保が、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を提出させるものとし、当該担保

の価値はその保証する金額とする。

- 2 契約保証金として納付させる担保が、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証であるときは、当該保証を証する書面を提出させ、遅滞なく、当該保証をした保証事業会社との間に保証契約を締結すること。

（契約保証金の返還）

- 第31条 契約担当役は、契約保証金又は契約保証金の担保を納付させている場合において、契約の相手方が契約上の債務を履行したことを確認した後、返還しなければならない。

## 第6章 契約の履行

（監督職員の一般的職務）

- 第32条 契約担当役又は財務規程第77条に基づき監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事製造その他についての請負契約（以下「請負契約」という。）に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。
- 2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

（監督職員の報告）

- 第33条 監督職員は、関係の契約担当役と緊密に連絡するとともに、当該契約担当役の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

（検査職員の一般的職務）

- 第34条 契約担当役、財務規程第78条に基づき検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。
- 2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 3 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。
- 4 検査職員は、前3項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであ

るときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して関係の契約担当役に提出するものとする。

(監督及び検査の実施)

第35条 契約担当役は、この法人細則に定めるもののほか、監督及び検査の実施についての取扱いは、学長が告示する。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第36条 契約担当役は、財務規程第81条の規定により、法人以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

2 前項の検査に係る契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払をすることができない。

## 第7章 雑則

(文部科学省発注工事請負等契約規則の準用)

第37条 文部科学省発注工事請負等契約規則（以下「契約規則」という。）の第19条から第29条（第23条を除く。）までの規定は、法人において準用する。この場合において、これらの規定中「契約担当官等」とあるのは「契約担当役」と、「国」とあるのは「法人」と、「30日以内」とあるのは契約規則第19条で定める別記第1号工事請負契約基準第34第6項を除き「40日以内」と、「3.4パーセント」とあるのは「5パーセント」と、「国庫」とあるのは「法人」と、契約規則第19条で定める別記第1号工事請負契約基準第43、契約規則第25条で定める別記第2号製造請負契約基準第26及び契約規則第28条で定める別記第3号物品供給契約基準第11の各規定の次に

「(談合等の不正行為による契約の解除等)

発注者は、次のいずれかに該当することとなった場合は、契約を解除することができる。

- (1) 請負者（別記第3号物品供給契約基準にあっては、「供給者」という。以下同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定した場合。ただし、請負者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を発注者が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 請負者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が独占禁止法に違反したことにより、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第8

9条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定した場合

(3) 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った場合

2 請負者は、前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1（単価契約の場合は契約期間全体の支払総金額と、予定数量に契約単価金額を乗じて算出した金額を比較し、より大きい方の金額の10分の1）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 請負者は、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける契約にあつては、第1項第2号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者の請求に基づき、前項に規定する契約金額の10分の1（単価契約の場合は契約期間全体の支払総金額と、予定数量に契約単価金額を乗じて算出した金額を比較し、より大きい方の金額の10分の1）に相当する額のほか、契約金額の100分の5（単価契約の場合は契約期間全体の支払総金額と、予定数量に契約単価金額を乗じて算出した金額を比較し、より大きい方の金額の100分の5）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用がある場合

(2) 第1項第2号に規定する刑に係る確定判決において、請負者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになった場合

(3) 請負者が、発注者に独占禁止法等に抵触する違反行為を行っていない旨を書面により確約した場合

4 第2項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 請負者は、第1項各号のいずれかに該当した場合は、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。」

を加え、それぞれ読み替えるものとする。

（雑則）

第38条 物品購入機種選定に関する取扱い、大型設備等の調達に係る仕様策定及び技術審査に関する取扱い、工事及び設計等に係る契約に関する入札手続の取扱い、中小建設業者の受注機会の確保に関する取扱い、設計等に必要な技術的基準及び様式については、学長が告示する。

附 則

この法人細則は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平18.9.25法人細則30号）

この法人細則は、平成18年9月25日から施行する。

附 則（平20. 7. 30 法人細則15号）  
この法人細則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平21. 3. 12 法人細則4号）  
この法人細則は、平成21年3月12日から施行する。

附 則（平21. 7. 1 法人細則19号）  
この法人細則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平22. 3. 31 法人細則5号）  
この法人細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23. 6. 15 法人細則14号）  
この法人細則は、平成23年6月15日から施行する。

附 則（平26. 2. 21 法人細則1号）  
この法人細則は、平成26年2月21日から施行する。

附 則（平28. 3. 24 法人細則10号）  
この法人細則は、平成28年4月1日から施行する。